

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告

◆平成25年7月24日「化学物質のリスク評価検討会報告書」公表

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト及び発がんのおそれのある有機溶剤の「リスク評価」の結果、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイトについては製剤の成形加工又は包装業務で、発がんのおそれのある有機溶剤については有機溶剤業務で、作業工程に共通すると考えられる高いリスクが認められたため、健康障害防止措置を検討すべきとされた。

◆平成26年1月29日「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」公表

リスク評価検討会報告を受け、11物質について具体的健康障害防止措置を検討し、下記のとおりとりまとめた。

健康障害防止措置検討会の検討結果（概要）

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト
※製剤の成形加工又は包装の作業に限る

アクリルアミド（特定第2類物質及び特別管理物質）と同様の措置を講じることが必要
発散抑制措置、呼吸用保護具、作業の記録等特化則の特別管理物質と同様の措置 等

発がんのおそれのある有機溶剤
※有機溶剤業務に限る

エチルベンゼン（エチルベンゼン等及び特別管理物質）と同様の措置を講じることが必要
発散抑制措置、呼吸用保護具、作業の記録等特化則の特別管理物質と同様の措置 等

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告

健康障害防止措置に係る検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則、労働安全衛生規則等の改正を行った。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト
政令	◆名称等を表示すべき有害物として追加 ◆特定化学物質に追加 ➢作業主任者の選任 ➢作業環境測定の実施 ➢特殊健康診断の実施
特化則	※製剤の成形加工又は包装の作業のみに適用 ◆特定第二類化学物質に指定 ➢容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け、特殊健康診断の実施等の義務付け ◆作業主任者は特定化学物質作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆特別管理物質に追加 ➢作業記録の作成 ➢健診記録、測定記録、作業記録等の30年保存
安衛則	◆局所排気装置等の設置届
関係告示	◆作業環境測定基準 ◆作業環境評価基準(管理濃度0.1mg/m³)

公布期日等

政令:平成26年8月20日公布 平成26年11月1日施行
 省令:平成26年8月25日公布 平成26年11月1日施行

※一部の規定に経過措置あり。

リスク評価結果を踏まえた政省令改正の報告

健康障害防止措置に係る検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則、労働安全衛生規則等の改正を行った。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

	発がんのおそれのある有機溶剤 クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン
政令	◆特定化学物質に追加 ➤作業主任者の選任 ➤作業環境測定の実施 ➤特殊健康診断の実施
特化則	※有機溶剤業務のみに適用 ◆特別有機溶剤等に指定 ➤有機則の発散抑制措置、呼吸用保護具の使用等の関係規定を準用 ◆作業主任者は有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆特別管理物質に追加 ➤作業記録の作成 ➤健診記録、測定記録、作業記録等の30年保存
安衛則	◆局所排気装置等の設置届
関係告示	◆作業環境測定基準 ◆作業環境評価基準(管理濃度)

公布期日等

政令: 平成26年8月20日公布 平成26年11月1日施行
 省令: 平成26年8月25日公布 平成26年11月1日施行

※一部の規定に経過措置あり。